別表

令和８(2026)年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務委託公募型プロポーザルの評価項目、評価基準及び選定方法

１　評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（６名）が採点する。

２　評価項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各委員の評価点数を決定する。

３　全企画提案者の中で、各選定委員がつけた１位の数が最も多かった者を委託契約候補者とする。なお、１位の者が複数の場合は最も得点の高かった者を委託契約候補者とし、最も得点の高かった者が複数の場合は、審査会で審議の上、契約候補者を特定する。

４　各選定委員による評価の合計の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が１者の場合も同様とする。

区分			評価項目	配点
１	業務内容の理解度	(1)	本事業の背景や目的を理解した提案であるか。	１５
２	企画提案の優位性	(2)	広告配信の手法や広告運用計画が、目標達成に向け効果的な提案となっているか。	１５
３	企画提案の実施可能性	(3)	実施体制・実施スケジュールは、業務を安定的に遂行できるものであるか。また、特に動画広告において、感染症発生動向に応じた配信が可能である等、柔軟かつ迅速に対応できるか。	２５
		(4)	目標達成に向け、ツール（Googleアナリティクスや Googleタグマネージャー等）や広告配信が適切に設定され、広告の最適化や目標とする指標のデータが確実に取得できるものであるか。	１５
		(5)	広告配信及びランディングページとなるウェブサイトの効果分析や改善策の提示など適正公平な業務成果を示すことができるか。	１０
		(6)	十分な類似業務の実績があり、実施体制に業務遂行能力が認められるか。	１０
		(7)	業務内容に見合った適切な経費であるか。	１０
合計				１００